おうちを快適にして商品券を!

予算には限りがあります。 申請が必要です。交付には条件があります。



住宅エコリフォーム 助成商品券交付事業

市内住宅関連産業と市内の消費喚起を目的として、市内の事業者による対象エコリフォーム工事を含んだ工事費が40万円以上のリフォーム工事に、市商工会が発行する「市内共通商品券」を予算の範囲内で先着順に交付します。

市の助成を受けるには、工事着工前の申請が必要です

対象者=次のすべてを満たす人

- ①申請時に、市に住民登録を有している期間が1年以上である者(特別永住者を含む)
- ②市税を滞納していない人
- ③市内にある住宅の所有者かつ居住者である人、または、その同居親族の人
- ④過去の同事業において助成商品券の交付を受けてい ない人
- ⑤すでに当事業による交付を受けていない人
- **商品券交付額**=市内共通商品券を1件あたり5万円分 (同一住宅につき1回限り)

交付件数 = 30 件 (先着順)

対象工事=以下の全ての条件を満たす工事

- ①平成30年4月1日以降に市内の事業者が施工し、 平成31年2月28日までに完了する工事であり、実 績報告を行うことができる工事であること
- ②窓・外壁・屋根・天井または床の断熱改修工事、また

は節水トイレ設置工事 を含んでいること

③市の他事業による補助 を受けておらず、外構 工事の費用を除く総費 用が40万円以上であ ること



申込=平成31年2月28日(木)までの9時~17時 に必要書類を地域振興課に持参してください

- ※郵送での申込受付はできません。
- ※土・日曜と祝日、年末年始 (12月29日(土)~平成 31年1月3日(木))を除きます。
- ※申請期間内であっても予算の範囲を超える日をもって受付を締め切ります。
- ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。
- ◆詳しくは、市ホームページか地域振興課へ問い合わせてください。

問合せ・申請先=地域振興課(内線 564・565)



家庭用燃料電池設置 助成商品券交付事業

地球温暖化対策の推進および温室効果ガスの 削減と省エネルギー等の環境保全意識の向上 を図るため、家庭用燃料電池を設置した人に予算の 範囲内で「市内共通商品券」を交付します。

市の助成を受けるには、設置工事が完了し、国 (一般社団法人燃料電池普及促進協会「FCA」)から 『額の確定通知書』が届いた後の申請が必要です!

対象=次のすべてを満たす人

①平成27年2月20日以降に国(FCA)に「補助金申込・交付申請書」を提出し「額の確定通知書」を受けた人



- ※平成26年度の国補助 金分からが対象となります。
- ②市内の自ら居住する住宅(個人名義)に家庭用燃料 電池システムを設置した人、または設置された新築 住宅を購入した人
- ※店舗、事務所等居住の用に供する以外の部分がある場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供するものに限ります。
- ※共同住宅と賃貸住宅は対象外です。
- ③市内に住民登録があり、市税の滞納がない人
- **商品券交付額**=市内共通商品券を1件あたり5万円分 (同一住宅につき1回限り)

交付件数 = 50 件 (先着順)

- **申込**=平成31年2月28日(木)までの9時~17時 に必要書類を環境政策課に持参してください
- ※郵送での申込受付はできません。
- ※土・日曜と祝日、年末年始(12月29日(土)~ 平成31年1月3日(木))を除きます。
- ※申請期間内であっても予算の範囲を超える日をもって受付を締め切ります。
- ※申請書は環境政策課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆詳しくは、市ホームページか環境政策課へ問い合わせてください。

問合せ・申請先=環境政策課

(内線571・572)

